

【千葉市】令和7年度 高齢者新型コロナ予防接種のご案内

新型コロナワクチンについては、有効性や安全性が確認された上で薬事承認されており、さらに、国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されています。

千葉市では、高齢者の方の新型コロナ予防接種に対し、以下のとおり助成を行っています。

<対象となる方>

- (1) 接種日に65歳以上の方（65歳の誕生日前日から接種可能）
 - (2) 接種日に60歳～64歳の方で、心臓、じん臓、呼吸器機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に身体障害1級の障害のある方（60歳の誕生日の前日から接種可能）
- ※（2）の方は、接種の際に予診票と一緒に、身体障害者手帳の氏名・障害名がわかるページの写しを医療機関へ提出してください。

<期間> 令和7年10月1日（水）～令和8年1月31日（土）

※年末年始は休診の医療機関が多くなりますのでご注意ください。

<自己負担額及び自己負担免除対象者>

自己負担額（税込）及び自己負担免除対象者は、以下の表のとおりになります。

自己負担区分	対象者	自己負担額
自己負担あり	下記以外の者	8,000円
一部免除（半額）	市民税非課税世帯に属する者	4,000円
全額免除	生活保護受給者 中国残留邦人等支援給付受給者	なし

<接種方法>

事前に協力医療機関へ予約の上、予防接種を受けてください。

<接種当日の持ち物>

- ・住所と年齢のわかるもの（マイナンバーカードや健康保険証等）
- ・予診票（市内協力医療機関には備付けがあります）

※自己負担金（一部）免除される方は、接種当日に確認書類（裏面参照）を医療機関に提出してください。

※県内他市の協力医療機関で接種する場合は、千葉市の予診票が必要となります。

<注意事項>

- ・接種を受ける前に、ワクチンの効果や副反応について医師から説明を受けてください。
- ・予診票は、市内協力医療機関、区役所総務課、保健福祉センター高齢障害支援課、市民センター、公民館等にあります。医療政策課ホームページからダウンロードすることもできます。
- ・その他ご不明な点については、ホームページをご覧くださいか、下記にお問い合わせください。

【お問合せ先】

千葉市 高齢者新型コロナ予防接種



千葉市高齢者予防接種コールセンター ☎043-330-3350

令和7年9月29日～令和7年12月26日（土祝休日除く）午前9時～午後5時

千葉市役所コールセンター ☎043-245-4894

午前8時30分～午後6時 土祝休日（日曜は除く）・年末年始は午後5時まで

＜自己負担金が免除される方と確認書類＞

自己負担金が免除される方	確認書類
(1)生活保護を受給している方	・生活保護受給証明書
(2)市民税非課税世帯の方 (介護保険料の保険料段階が 第1段階～第3段階 の方は自己負担金が一部免除されます。)	(下記の①～③の書類のうちいずれか一点) ① 介護保険料決定通知書 ② 介護保険料変更通知書 ※上記①②に同封の「介護保険料算定の基礎」(写) ③ 予防接種自己負担免除対象確認書 ※③は事前に医療政策課へ申請が必要です。
(3)中国残留邦人等の支援給付を受給している方	(下記の①～②の書類のうちいずれか一点) ① 支援給付受給証明書 ② 支援給付の支給が決定されていることを証明する旨の記載のある本人確認証(写)

＊確認書類は、接種当日に予診票と一緒に医療機関へ提出してください。後日提出しても自己負担金免除とはなりませんので、ご注意ください。

＊介護保険料決定通知書・介護保険料変更通知書は再発行できません。

＊自己負担金が免除される方で、65歳未満の方（＜対象となる方＞の（2）の方のみ）や、65歳になったばかりで介護保険料決定通知書がまだ届いていないなど、お手元にない場合は、ご本人からの申請に基づき、対象者の方に上記の表中（2）の③の書類を交付しますので、申請書と必要な添付資料を千葉市医療政策課に持参または郵送してください。

申請書は医療政策課ホームページからダウンロードすることができます。郵送をご希望の方は、千葉市高齢者予防接種コールセンター（TEL：043-330-3350）までお問い合わせください。医療政策課で申請書類を受理後、交付まで2週間程度（土日祝日・年末年始を除く）かかりますので、余裕をもって申請してください。

＊所得証明書（(非)課税証明書）は自己負担金免除の確認書類にはなりません。

＜介護保険料決定通知書の確認点＞

令和7年度のものであること

令和7年度 介護保険料算定の基礎（市民税課税状況に基づき保険料

被保険者氏名	
被保険者番号	

算定根拠	あなたの市民税課税状況	
	世帯の市民税課税状況	
	あなたの課税年金収入額	
	あなたの合計所得金額※	

※特別控除額を控除した額を記載しています。また、保険料段階が第1から第5段階の方については、公的年金に係る雑所得を控除した額を記載しています。

算定根拠	保険料段階	年間保険料額（円）①	月数②	保険料額（円）①÷12×②

【課税根拠】介護保険法第129条及び千葉市介護保険条例

【課税期日】4月1日（介護保険法第130条）

65歳以上の方の令和7年度の介護保険料決定通知書は、6月中旬に郵送されています。6月中旬以降に65歳になる方の通知書は、誕生月もしくは誕生月の翌月中旬に郵送されます。

届く前に接種する場合は、上記の表中（2）の③の書類が必要ですので、医療政策課に申請書と必要な添付書類を持参または郵送してください。

計算式

$$\text{保険料額} = \frac{\text{所得段階別年間保険料額}}{12 \text{ 月}} \times \text{資格を取得した月から当該年度末（3月）または資格を喪失した月の前月までの月数}$$

※千葉市に転入された方などで被保険者及び世帯員の課税状況、合計所得金額等が把握できない場合、保険料段階は暫定的に第3段階になることがあります。確定後に保険料段階に変更が生じる

保険料段階が第1段階～第3段階の方は自己負担金が一部免除されます